

令和8・9年度 中野区スポーツ推進委員募集要項

令和8年1月
中野区スポーツ振興課

本要項は、令和8・9年度の中野区スポーツ推進委員の募集に関し、必要な事項を定めたものです。

1. スポーツ推進委員の役割

スポーツ基本法第32条のとおり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者に委嘱し、スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導及び助言を行うものとする。

スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ・健康づくり活動のコーディネーターや推進役として、次の職務を行う。

2. 活動・職務

(1) スポーツ・健康づくり事業の実施及び協力

- ①区民向けの事業の企画・立案及び実施
- ②町会など地域団体、区各部署が実施する事業への協力

(2) 区民や各団体のネットワークの構築

- ①活動を通じて区民や各団体等のネットワークを構築する
- ②地域スポーツクラブや区内スポーツ施設等の運営委員として参加
- ③区民向けの広報物を作成し活動内容や事業を周知する

(3) スポーツ推進委員としての資質の向上

- ①区が指定する、「上級救命技能認定」や「初級パラスポーツ指導員」の資格を習得する
- ②委員の技術向上を目的とした講習会を計画し、実施する
- ③東京都や東京都スポーツ推進委員協議会等が開催する研修、講習会への参加

(4) 中野区スポーツ推進委員の相互協力等

- ①委員相互の連携を図り、情報共有を行うこと
- ②中野区スポーツ推進委員の会議への参加
- ③ペーパーレス推進の取組に対する協力

3. 身分等

- (1)身 分 特別職非常勤職員
- (2)定 数 32名以内
- (3)任 期 令和8年4月1日から2年間
- (4)報 酬 月額5,000円(源泉徴収前の金額)
- (5)その他 区の指定する事業に従事した場合、謝礼として1回あたり4,600円を別途支給します。
区の指定する研修に参加した際は、研修費用および旅費を支給します。
活動に際し、スポーツ推進委員の会費として年額3,000円をお支払いいただきます。
この会費は推進委員の活動費に充てられます。

4. 応募資格・条件

- (1)区民のスポーツ活動に対してボランティア精神と熱意があり、次の全てに該当する方
 - ①募集要項で定める「活動・職務」を把握し、全うできる方
 - ②区のスポーツ・健康づくり施策や方針に沿って活動できる方
 - ③区内在住、在勤、在学又は区内で活動している方
 - ④心身ともに健康で、地域活動に積極的に活動ができる方
 - ⑤令和8年4月1日現在、満18歳以上の方
- (2)次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ①拘禁刑以上の刑(改正前の刑法における禁固以上の刑を含む)に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ②当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年が経過していない方
 - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5. 選考方法

(1)公募

一次審査：申込書の書類選考を行い、応募者全員に合否を通知します。
二次審査：一次審査合格者に面接を実施します。
最終結果：全員に合否を通知します。

(2)継続希望の方

申込書と任期中の活動状況を総合的に判断し、選考します

6. その他

- (1)提出された書類は返却しません
- (2)本選考実施にあたり、申込書等の収集した個人情報は、本選考業務でのみ使用します
- (3)個人情報は「中野区個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に管理し、既定の保存年限経過後に廃棄します

7. 応募方法

指定の「令和8・9年度中野区スポーツ推進委員申込書」を以下の方法で提出
下記の提出先に電子申請(推奨)、またはメールで申込書を提出。メールで提出の場合、タイトルを
「令和8・9年度 スポーツ推進委員申込書 【氏名】」としてください。



【電子申請はこちらから】



【区ホームページの募集記事はこちらから】

8. 応募締切

令和8年2月13日(金)必着

【申込・問合せ・提出先】

健康福祉部スポーツ振興課スポーツ活動係(7階)

メール:sportssinko@city.tokyo-nakano.lg.jp

電話 :03-3228-5586